



【令和4年度 研修会】を開催しました！

令和5年3月16日(木)に、福岡市建築協定地区連絡協議会による【令和4年度 研修会】を開催し、25地区の建築協定運営委員のみなさまにご参加いただきました。

■研修内容

- ① 押印廃止等様式の変更内容について
- ② 事前アンケート集計結果の報告



【研修会の様子】

① 押印廃止等様式の変更内容について

令和3年4月1日より手続き負担軽減のため、認可申請時の様式や建築協定加入届への実印の押印及び印鑑証明書提出の廃止を行いました。

※各種手続きは、土地所有者等の財産の権利に関わる部分のため、記載については自書を求めています。

■項目1 建築協定とは

建築協定の制度についてご説明しました。

■項目2 建築協定の状況

令和5年度及び6年度に、更新(再認可)を迎える地区の紹介を行いました。

■項目3 更新(再認可)の手続きの様式変更

●認可申請関係書類の変更

変更前
○建築協定認可申請書(押印) → 変更後
○建築協定認可申請書(押印廃止)

●合意書の変更

変更前
○合意書(実印の押印) → 変更後
○合意書(自書)
○印鑑証明書の提出

■項目4 建築協定加入手続きの様式変更

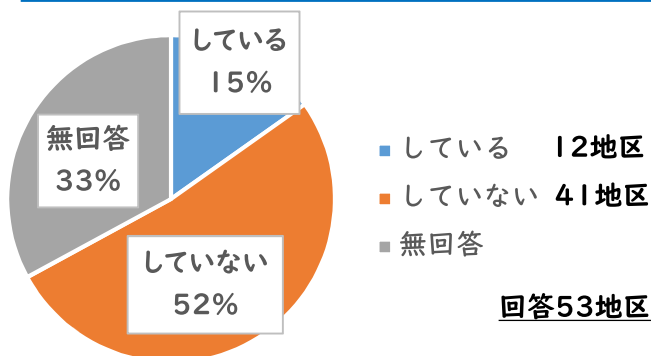
●建築協定加入様式の変更

変更前
○建築協定加入届(実印の押印) → 変更後
○建築協定加入届(自書)
○印鑑証明書の提出
○土地、建物の登記簿

② 事前アンケート集計結果の報告

令和4年11月10日に開催した総会・講演会において、会費の徴収に関するご質問がありましたので、79地区に事前アンケートを実施し、集計結果を報告させていただきました。

アンケート1：建築協定を運営するにあたって、会費の徴収はしていますか？



■会費の徴収に関する詳細回答

●徴収方法

- ・委員が訪問(総会議事録で徴収の案内)
- ・締結時に徴収(大きな出費がなく、締結時に徴収した会費で運営できている)
- ・払込書による振り替え払込
- ・協力が得られにくく、軽微な出費は自腹

●用途 ※某地区の例

■ 会議・広報(総会、広報印刷、封筒代)	¥ 30,000
■ 郵送費(区域外居住者への郵送)	¥ 10,000
■ 事務運営費(事務備品、交通費、委員報酬)	¥ 46,000
■ 予備費(積み立て、審査費用、弁護士相談費用)	¥ 44,000

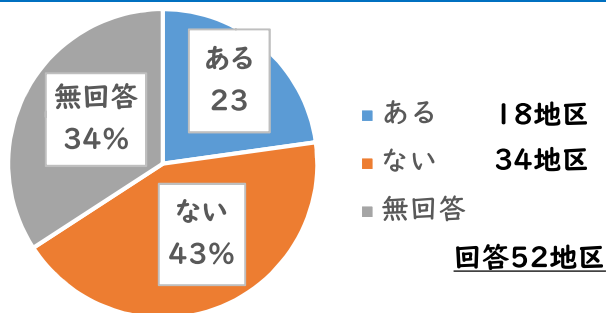
●金額

- ・500円(5地区)
- ・1000円(5地区)
- ・金額未回答(2地区)

●徴収の時期

- ・発足時一度のみ徴収、10年分徴収
- ・必要があった時に徴収
- ・年会費として徴収

アンケート2：その他に運営上の課題や、苦勞していることはありますか？



■課題、苦勞していることについて回答

●運営委員会について

- ・役員の建築協定に関する知識の習得方法
- ・役員を引き継いだら、やり方が分からない
- ・役員の高齢化
- ・役員の辞退が相次いでおり、先行きが不安
- ・10年間同じメンバーで役員をしている

●地域の協力について

- ・総会や定例会への出席者が少ない
- ・隣接地を加入させることが難しい
(協定のメリットの説明が難しい)
- ・地域住民の意識が低い
- ・会費の徴収率が悪い
- ・個々の地権者の考えに相違が感じられる
- ・売買があった土地で、加入を拒否する人がいた

●その他

- ・どのタイミングで総会を開けば良いか分からない
- ・隣接地の新築について情報が得られない
- ・建築協定を一言でアピールするキャッチコピーが思いつかない
- ・個々の地権者の考えに相違が感じられる

～研修会を通じて～

建築協定の継続にあたり、「役員交代による建築協定の知識不足」や「高齢化などによる運営上の問題」などの困りごとを抱えている地区が見受けられました。理想の「まちなみ」を維持するためには、自分の地区の建築協定を正しく知ることが重要です。市では出前講座も行ってまいりますので、ご相談ください。

令和4年度の各地区の主な活動

① 隣接地からの加入があった地区

区	建築協定名称	加入筆数
東	青葉5丁目	2筆
中央	笹丘台	3筆
西	西福岡マリナタウン	31筆
中央	地行一丁目	3筆
城南	松山二丁目	8筆
城南	茶山6丁目	3筆

★令和4年度は6地区から隣接地の加入届が提出されました。運営委員会が活発に活動されており、隣接地に対しても積極的な働きかけが行われているようです。

② 認可・更新を行った地区

区	建築協定名称	認可方法
西	泉西	認可
早良	南庄4丁目	認可
早良	百道3丁目1・3区	認可
城南	茶山6丁目	認可
南	グレイステージ大橋	自動更新
西	愛宕浜4丁目	認可

★令和4年度は6地区が、認可・自動更新を行いました。その結果、現在の福岡市内の建築協定は「80地区」となっています。

お知らせ

●出前講座について

建築協定の更新(再認可)の作業や、建築協定の運営に不安がある地区に向けて、出前講座を実施しています。

出前講座をご希望の場合は、事務局までお問い合わせください。

●運営委員会の連絡先について

設計事務所などから、「建築計画承認の協議を行いたいが、運営委員会へ連絡がとれない」との問い合わせが増えております。

運営委員会の窓口や委員長の電話番号などが変更になった場合は、事務局までご連絡をお願いします。

～編集後記～

「建築協定ふくおか」は、地区のみなさまに興味を持って読んでいただけるような情報の発信に取り組んでまいります。建築協定についてのご意見や疑問点、取り上げてほしい題材などがありましたら、事務局までお気軽にご連絡ください。

【福岡市建築協定地区連絡協議会】

<事務局> 福岡市住宅都市局 建築指導部 開発・建築調整課 (福岡市中央区天神1丁目8番1号 ※福岡市役所4階)
TEL: 711-4777 FAX: 733-5584 E-Mail: kaiatsu-kenchiku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp